

No. _____

建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約書

城東機械リース株式会社

建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約書

第1 以下に署名押印（又は記名押印）する賃貸人（以下「甲」という）と 賃借人（以下「乙」という）は、別紙契約条項のとおり建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約を締結する（以下この基本契約を「本基本契約」という）。

第2 以下に署名押印（又は記名押印）する連帯保証人（以下「丙」という）は、別紙契約条項を承認のうえ、本基本契約および個別契約（別紙契約条項参照）にもとづく乙の甲に対する債務一切を保証し、乙と連帯して履行の責任を負う。

連帯保証人丙が履行の責任を負う極度額は、円とする。

ここに本基本契約を締結したことを証するため本書2通を作成し、甲・乙・丙それぞれ署名（または記名）押印のうえ、甲および乙が1通ずつ所持し、丙はコピー1通を所持するものとする。

年 月 日

賃 貸 人（甲）

⑩

賃 借 人（乙）

⑩

乙の緊急連絡先 (住所)

(氏名)

(電話)

連帯保証人（丙） (住所)

(氏名)

(電話)

別紙契約条項

第1条（本契約の趣旨）

- 1 本契約は、甲（賃貸人）と乙（賃借人）の間における継続的な取引関係について、その基本事項を定める。
- 2 甲は、乙に対し、本基本契約に定める条件により、建設機械その他の動産（以下「物件」という）を賃貸し、乙はこれを賃借する（以下、この賃貸借を「レンタル」という）。

第2条（信義誠実の原則）

甲乙間の継続的な取引において、権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行うものとする。

第3条（個別契約）

- 1 個々の物件のレンタルについては、本基本契約に基づいて、甲乙間で、個別にレンタル（賃貸借）契約を締結する（以下、個別に契約されるレンタルを「個別契約」という）。
- 2 個別契約は、甲乙間において、物件の種類・規格・数量・使用場所・使用目的・レンタル期間・レンタル料金その他必要な事項を取り決めて締結する。
- 3 個別契約は、乙の工事現場責任者（現場監督など）又はその代理人が申し込んだ場合にも成立するものとし、乙は、あらかじめこれを承諾する。
- 4 個別契約の成立時には、甲から乙に、関係諸事項を記載した機械出庫伝票など所定の出庫票を交付する。

第4条（乙の下請等による使用）

乙の下請・孫請業者など乙の工事現場で仕事をする者（以下「下請業者等」という）に対し、その工事現場で使用する物件を貸し出す場合において、乙がその使用を承認しているときは、レンタル（賃貸借）の申込者が乙の下請業者等であっても、乙は、自己が申込者（物件の賃借人）と同等の地位にあるものとして、本基本契約および個別契約を遵守し、契約上の責任を負わなければならない。

なお、本条の定めは、乙の下請業者等の契約上の責任を免除するものではない。

第5条（本基本契約の個別契約への適用等）

- 1 本基本契約は、別段の定めをした場合を除き、すべての個別契約に適用される。
- 2 個別契約において、本基本契約と異なる別段の定めをしたとき、その個別契約においては、別段の定めが本基本契約に優先する。
- 3 本基本契約が終了したときは、その時点で、甲乙間の個別契約もすべて終了する。

第6条（契約期間）

- 1 本基本契約の契約期間は、 年 月 日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がない場合、本基本契約は同じ条件で期間を1年として更新されるものとし、以後も同様とする。
- 2 個別契約の契約期間は、物件の貸出日をもって契約開始日とし、物件の返却日をもって契約終了日とする（以下、貸出日から返却日までの期間を「レンタル期間」という）。

第7条（レンタル料）

- 1 乙は、甲に対し、個々の物件のレンタルについて、レンタル料（賃料）を支払わなければならない。

- 2 レンタル料（賃料）は、個別契約において物件ごとに定める。
- 3 レンタル期間中において、物件を使用しない期間あるいは物件を使用できない期間があったとしても、その事由のいかんを問わず、乙は甲に対し、当該期間のレンタル料（賃料）を支払わなければならない。
- 4 個別契約において、予定のレンタル期間が延長された場合、延長期間のレンタル料（賃料）は延長前と同じ基準による。ただし、甲乙間で別段の定めをしたときは、その定めに従う。

第8条（基本管理料）

- 1 甲は、乙に引き渡す物件が、現場において速やかにかつ安全に使用できる状態にするため、出庫前に物件の点検及びそれに付随する作業を行う。
- 2 乙は、甲に対し、前項の点検及び作業の費用として、所定の基本管理料を支払わなければならない。
- 3 基本管理料は、初回出庫時にのみ発生し、出庫後最初の請求書に計上する。

第9条（補償料）

- 1 乙は、レンタル期間中に発生した物件の破損、盗難、人身あるいは物損事故等による損害賠償責任に備えるため、甲の「城東機械リース総合補償制度」（以下「本件補償制度」という）に加入しなければならない。
- 2 乙は、本件補償制度の加入者として、別に定める「補償料」を甲に支払わなければならない。
- 3 本件補償制度の適用がある場合、乙は、別に定める自己負担金を負担することにより、甲または第三者に対する損害賠償額につき、全部または一部の補填（補償）を受けることができる。
- 4 乙は、本件補償制度に加入している場合であっても、地震、台風、洪水その他の自然災害、あるいは乙の故意または重大な過失がある場合など、補償を受けられない場合があることを、あらかじめ承諾する。

第10条（環境対策費）

- 1 甲は、地球環境保護のために実施される新たな排ガス規制のもとで、これに適合する自動車や建設機械の導入を推進する。
- 2 乙は、甲に対し、前項による環境保護の費用負担として、所定の環境対策費を支払わなければならない。

第11条（安全対策費）

- 1 甲は、自動車運転の安全性を高めるため、ドライブレコーダー、バックカメラ、衝突被害軽減ブレーキその他の安全装備の拡充に努める。
- 2 乙は、甲に対し、前項による安全装備拡充のための費用負担として、所定の安全対策費を支払わなければならない。

第12条（請求・支払い等の取決め）

- 1 甲乙間のレンタル（賃貸借）取引についての支払いに関する約定は次のとおりとする。

- | | |
|----------|---|
| ① 請求書締切日 | 日 |
| ② 請求書必着日 | 日 |
| ③ 支払日 | |
| ④ 支払条件 | |
| ⑤ 支払方法 | |
| ⑥ 総債権限度枠 | 円 |

※上記のうち①～⑤は、甲における新規取引先口座開設時に、別途書面で定めることとし、上記①～⑤は、別途書面で定めた事項を転記したものである。

- 2 前項に定める総債権限度枠は、甲の乙に対する売掛金残高の上限とし、売掛金残高がこの金額を超過した場合、甲は、その時点で追加取引を停止することができる。

※本条についての承認印（自筆）

⑨

第13条（保証金）

- 1 甲は、本基本契約および個別契約から生じる乙の債務の担保として、乙に対し、保証金の預託を請求することができる。ただし、預託された保証金に利息は生じないものとする。
- 2 保証金の額は、甲と乙の協議により定める。
- 3 甲は、随時、保証金をもって乙の甲に対する債務の弁済に充当することができる。これにより保証金に不足を生じた場合、乙は、直ちに不足額を甲に預託しなければならない。
- 4 甲は、本基本契約が終了し、乙がすべての物件を甲に返還したあと、保証金を無利息で乙に返還する。ただし、乙にレンタル料の未払いその他の債務が残っている場合、甲は、これを保証金から差し引くことができる。
- 5 前項において、乙の甲に対する債務の残額が、保証金の額を上回る場合、乙は、保証金全額を債務の弁済に充当してもなお不足する額を、直ちに甲に支払わなければならない。
- 6 乙は、甲に保証金の返還義務が発生するまでは、保証金をもって、甲の乙に対する債権と相殺することができない。
- 7 乙は、保証金の返還請求権を譲渡することができない。

第14条（物件の引渡し）

- 1 物件の引渡しは、個別契約の合意に基づき、甲の事業所または乙が指定する工事現場その他の場所において行う。
- 2 物件の引渡しは、乙または乙が指定する工事現場責任者、代理人、あるいは運送受託者に対して行う（以下これら物件の引渡しを受ける者を「物件受領者」という）。
- 3 甲から物件の引渡しを受けたとき、乙は、甲が発行する機械出庫伝票など所定の出庫票（機械出庫受領書を含む）に署名またはこれに代わるサインをする。物件の受領者が乙以外の者であるとき、乙は、その者に、署名またはこれに代わるサインをさせるものとする。
- 4 甲は、所定の出庫票（機械出庫受領書を含む）を乙に交付する。
- 5 組立て、据付け、あるいは解体作業をとまなう物件の引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。
- 6 甲の事業所以外の場所で物件を引き渡す場合は、引渡し場所までの物件輸送費その他必要になる費用一切は乙の負担とする。
- 7 物件引渡しのために甲が乙の工事現場等に立ち入るとき、甲は乙の指示に従う。

第15条（検収）

- 1 乙は、甲から物件の引渡しを受けた後ただちに、甲が交付する機械出庫伝票並びに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき、物件の規格・仕様・性能・機能および数量等について検査し、レンタル（賃貸借）契約への不適合がないことを確認のうえ検収する。
- 2 乙は、前項の検査において、物件がレンタル（賃貸借）契約に適合しないことを発見した場合、直ちに甲に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 乙から甲に前項の通知があり、物件に不適合があると確認された場合、甲は、自社の責任にお

いて、物件の修理、代替物件の引渡し、あるいは不足する数量の追加を行う。

- 4 甲が乙に物件を引き渡したあと、検収に必要な時間を経過しても、乙から甲に物件の不適合を知らせる通知がなかった場合、物件には不適合はなかったものとする。

第16条（性能保証）

- 1 甲は、引渡し時において物件が通常有すべき性能を備えていることを保証する。
- 2 甲は、物件が乙の賃借目的に適合することまでも保証するものではない

第17条（引渡しによる責任の移転）

- 1 甲から乙へ物件を引き渡した後、甲は、物件の搬出入・運送・積み降ろしなどに伴う事故について責任を負わず、これらの事故については乙の責任とする。
- 2 自動車、重機など鍵がある物件を甲から乙へ引き渡すにあたり、乙または乙の物件受領者が、物件の鍵を直接受け取らず、鍵の置き場所を指示した場合、乙は、その後に発生した物件の盗難その他の事件・事故について、甲または第三者への損害賠償その他すべての責任を負わなければならない。

第18条（自然災害等による引渡しの遅延）

地震、台風、洪水等の自然災害、電力の供給制限、交通規制、輸送機関の事故、乙とその従業員あるいは第三者との紛争、第三者による妨害その他甲の責に帰さない事由により物件の引渡しが遅延しても、あるいは引渡しが無能になっても、甲はその責めを負わない。

第19条（引渡し後の借主の責任）

- 1 乙は、甲から物件の引渡しを受けたあと、甲への返還を完了するまで、善良な管理者の注意をもって、物件を使用ならびに保管しなければならない。
- 2 乙は、物件を、本来の用途および性能の範囲で使用し、常に物件を正常な状態に保たなければならない。
- 3 月次点検および自主点検などを要する物件については、別途特約のない限り、乙は、自己の責任と負担によりこれを行う。
- 4 乙が、従業員その他乙の配下にある者に物件を使用させる場合、乙は、それらの者に、本条1項から3項の定めを遵守させなければならない。
- 5 乙が、レンタル期間中の物件について甲による保守管理を希望する場合、乙は、甲と別途保守管理契約を締結する。

第20条（所有権侵害の禁止）

- 1 乙は、物件を第三者に譲渡し、または物件に質権、譲渡担保権などの担保権を設定するなどして、甲の所有権を侵害する行為に及んではならない。
- 2 乙は、物件には、第三者のためにいかなる権利も設定してはならない。

第21条（無断譲渡・転貸の禁止）

- 1 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸することは、固く禁じる。ただし、事前に甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 乙が、前項に違反して、第三者に物件を使用させたとき、甲は、本基本契約及び個別契約のすべてを、直ちに解除することができる。

第22条（禁止事項）

- 1 乙は、物件の操作その他物件の取扱いを、有資格者以外の者にさせてはならない。

2 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- (1) 物件に装置・部品・付属品等を新たに取り付けること、または既存の装置・部品・付属品等を物件から取り外すこと
- (2) 物件を改造し、あるいは物件の性能・機能に変更を生じさせること
- (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
- (4) 当初の搬入場所から物件を移動させること
- (5) 物件の所有者を表示する標識を取り外しあるいは抹消するなどして、物件に対する甲の権利を認識できなくすること
- (6) 物件を反社会的勢力に使用させること

第23条（環境汚染下での使用禁止）

- 1 乙は、放射能、アスベスト、病原体その他の有害物質あるいは環境汚染物質（以下「環境汚染物質等」という）により汚染された環境下で、物件を使用してはならない。ただし、人命にかかわる等の緊急事態において、甲乙協議のうえ使用を合意した場合は、この限りでない。
- 2 乙が、前項に反して、汚染された環境下で物件を使用し、物件に汚染が生じた場合、乙は当該環境汚染物質等の除去及びその廃棄処分を直ちに行わなければならない。
- 3 乙が、前項の環境汚染物質等の除去及びその廃棄処分を直ちに行わないとき、甲は、乙に代わってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。
- 4 乙が、環境汚染物質等によって汚染された物件を甲に返還し、これによって甲または第三者の生命、身体あるいは財産が害され損害が生じた場合、乙は、損害賠償責任その他一切の責任を負わなければならない。

第24条（物件の検査）

- 1 甲は、あらかじめ乙に通知して、レンタル中の物件の所在または適宜の場所において、その使用方法、保管状況等を検査することができる。この場合、乙は、甲による検査に進んで協力しなければならない。
- 2 防犯その他緊急を要する場合、または乙に連絡がつかない場合、甲は、乙に通知せず、前項の検査をすることができる。

第25条（通知義務）

- 1 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したとき、その旨を相手方に書面ですみやかに通知しなければならない。
 - (1) 住所あるいは事業所を移転したとき
 - (2) 代表者が交替したとき
 - (3) 事業の内容に重要な変更があったとき
- 2 次の各号のいずれかが生じたとき、乙は直ちにこれを甲に通知しなければならない。
 - (1) レンタル期間中の物件について、盗難・滅失あるいは破損が生じたとき
 - (2) レンタル期間中の物件が、正常に作動しなくなったとき
 - (3) レンタル期間中の物件に対し、第三者が強制執行をしてきたとき
 - (4) レンタル期間中の物件に対し、第三者が権利を主張し、あるいは事実上の支配を及ぼそうとしてきたとき。
- 3 丙が住所を移転し、あるいは電話番号その他の連絡先を変更した場合、丙は、すみやかにこれ

を甲及び乙に通知しなければならない。

4 レンタル期間中の物件について、第三者が甲の権利を侵害するおそれがあるとき、乙は自己の責任と負担でその侵害防止に努めるとともに、甲に対し、直ちに状況を通知しなければならない。

5 本条にかかわる事実が発生した場合、甲は、乙に対し、必要に応じて文書による報告または説明を求めることができる。

第26条（中途解約）

1 乙は、個別契約の存続期間中、本基本契約を中途解約することはできない。ただし、甲乙の話し合いにより、すべての個別契約と本基本契約をともに中途解約するときはこの限りでない。

2 前項により中途解約を行うとき、乙は直ちに、本基本契約に定める物件の返還、金銭の支払いその他の義務を履行しなければならない。

第27条（契約の解除）

1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができる。

(1) 本基本契約または個別契約の定めに違反したとき

(2) レンタル料、修理費、その他甲に対する債務の履行を怠ったとき

(3) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは物件の使用方法が不適切であると認められたとき

(4) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または支払不能もしくは支払停止に至ったとき

(5) 公租公課の滞納処分、他の債務についての仮差押、差押、競売その他法律に基づく保全あるいは執行処分を受けたとき

(6) 会社を解散するなど営業を停止または終了したとき、あるいは事実上営業を休止・停止したと認められるとき

(7) 破産、民事再生、会社更生など法的倒産手続の申立てがあったとき、又は、乙が、みずから法的倒産手続の申立てを検討していることを、甲その他の取引先等に通知したとき

(8) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき

(9) 甲とのレンタル（賃貸借）契約に関連して、違法、公序良俗違反、不実の告知、その他著しく不正・不当な行為があったとき

(10) 物件を反社会的勢力に使用させたとき

2 甲が本基本契約あるいは個別契約を解除し、乙が物件を使用できなくなるなどの事情から乙に損失が発生したとしても、その損失につき、甲には何ら責任がないものとする。

第28条（継続不能による終了）

1 法令の改廃、行政の命令、あるいは地震、台風、洪水等の自然災害その他の事由により、本基本契約の継続が不可能になった場合、本基本契約は終了する。

2 地震、台風、洪水等の自然災害その他の事由により、個別契約の対象物件が損壊した場合、当該個別契約は当然に終了する。

第29条（契約終了時における物件の返還）

1 個別契約のレンタルが終了したとき、乙は、直ちに、物件を甲に返還しなければならない。

2 本基本契約が、中途解約、契約解除あるいは継続不能により終了し、これにより個別契約が終

了した場合も、前項と同様とする。

- 3 乙が直ちに物件を返還しないとき、甲は物件の所在に立ち入って物件を回収することができ
る。この場合、乙は、物件回収のため甲に発生した費用その他の損害を賠償しなければならない。
い。
- 4 物件の返還、回収に要する輸送費その他一切の費用は、乙の負担とする。
- 5 自動車、重機など物件に鍵があるものについては、物件の返還時に、鍵も全部返還しなければ
ならない。万一、鍵の全部または一部を返還できないとき、乙は、これにより甲に生じた損害を
賠償しなければならない。
- 6 物件の返還は、甲乙両者立会いのもとで行う。乙が返還に立ち会わない場合、甲は返還物件を
検収し、乙は検収の結果に異議ないものとする。
- 7 乙は、事由の如何を問わず、物件について留置権ならびに同時履行の抗弁権を行使しない。た
だし、乙が留置権あるいは同時履行の抗弁権を行使しようとする事由については、甲乙間で別途
話し合うものとする。

第30条（原状による返還）

- 1 物件の返還時、乙は、通常の使用による損耗を除き、レンタル開始時の原状と同じ状態の物件
を甲に返還しなければならない。物件が損傷し、あるいは装置・部品・付属品等の取付け又は取
外し等により返還物件が原状と異なる場合は、甲において原状に復することとし、その費用は乙
が負担する。
- 2 物件の返還時、乙は、物件内に私物その他の動産を残置してはならない。万一、乙が物件内に
動産を残置しても、甲は、これを発見・保管する義務を負わず、また紛失についても一切責任を
負わない。

第31条（契約終了時における乙の義務）

- 1 乙は、物件の返還が完了するまで、本基本契約および個別契約に定められた義務を履行しなけ
ればならない。
- 2 本基本契約または個別契約が終了したとき、乙は、甲に対し、返還日までのレンタル料その他
終了した契約に関するすべての債務を、直ちに現金で支払わなければならない。

第32条（乙の責任）

- 1 レンタル期間中に発生した物件の損傷、不具合、滅失、遺失、盗難による損害については、そ
の原因の如何を問わず、乙が責任を負う。
- 2 レンタル期間中の物件に損傷あるいは不具合が生じたときは、別段の合意がない限り、物件の
修理は甲が行い、乙はその修理費用を負担する。
- 3 前項の修理費用は、甲から乙に請求し、乙は請求額をすみやかに支払わなければならない。
- 4 物件の滅失あるいは盗難等により、乙が甲に物件を返還できない場合、乙は物件の再調達価格
を甲に支払わなければならない。この場合、甲に物件の再調達以外にも損害が発生したとき、乙
は、その損害を全部賠償しなければならない。
- 5 物件の損傷が著しく修理が不可能な場合は、物件が滅失したものとみなし、乙の責任について
は前項に準じるものとする。
- 6 物件の修理ならびに再調達に時間を要する場合、乙は甲に対し、その物件をレンタルできない
ため甲に発生する損失相当額の金銭を支払う。
- 7 乙による物件の使用・保管に起因して、第三者に人的・物的損害を及ぼした場合、乙は、みず

からの責任において、すみやかに当該第三者に対して損害賠償をしなければならない。

第33条（保険）

- 1 甲は、自賠責保険及び自動車保険（任意保険）に加入しているが、乙においても、万一の事故にそなえ、自動車登録番号標付き車両については、自賠責保険及び自動車保険（対人・対物・搭乗者）に加入し、その他の物件については賠償責任保険に加入する。
- 2 乙は、損害の発生が自然災害によるとき、あるいは乙の故意または重大な過失によるときなどには、保険金が支払われない場合があることを理解したうえで保険に加入し、保険金が支払われる場合及び支払われない場合について、必ず保険約款を確認しなければならない。

第34条（事故発生時の措置等）

- 1 物件について事故が発生したとき、乙は、事故の大小を問わず、法令が定める措置をとるとともに、直ちに事故の発生を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、発生した事故への対処について、甲の指示に従うものとし、甲が乙に対して事情の説明を求め、あるいは官庁や保険会社等に提出する書類の交付を求めた場合、乙は必ずこれに応じなければならない。

第35条（二次損害についての甲の免責）

- 1 甲は、機械その他の物件を、整備点検後に出庫しており、万一、レンタル期間中に物件の故障等が発生し、これにより工期の遅れその他の損害（以下「二次損害」という）が乙に生じても、甲には、二次損害について責任がないものとする。
- 2 物件の機種・品種、搬入・搬出の日時についての連絡の行き違い等により発生する二次損害についても、前項と同じく、甲には責任がないものとする。

第36条（秘密の保持）

- 1 甲及び乙は、本基本契約および個別契約に伴って知り得た相手方の秘密を、契約の有効期間中のみならず契約終了後も、他に漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、本条の秘密保持義務を、従業員その他の使用人にも守らせなければならない。

第37条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人丙は、本基本契約および個別契約について乙が甲に対して負う一切の債務を保証し、乙と連帯して履行の責任を負う。
- 2 丙は、本基本契約の更新後も、引き続き、乙の連帯保証人としての責任を負う。
- 3 連帯保証人が欠けたとき、または破産、無資力その他の理由により不適当となったとき、乙は直ちにこれを甲に通知するとともに、他の連帯保証人を立てなければならない。

第38条（公正証書）

乙及び丙は、甲から請求があった場合はいつでも、本契約及び個別契約につき、強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに同意し、その費用は乙の負担とする。

第39条（通知・催告等の送付先）

- 1 甲から乙に請求書、通知書、催告書その他の文書を送付する場合は、取引開始時に甲乙間で定める送付先に宛てて送付する。
- 2 甲から乙への通知、催告等は、前項の送付先への到達をもって乙に届いたものとみなす。
- 3 乙に宛てた文書が、受領されず甲に返送されてきた場合、甲は、その文書を丙に宛てて送付することができる。

この場合に備えて、乙は、あらかじめ丙に対し、甲が乙に送付する書面を乙に代わって受領す

る権限を付与し、丙はこれを承諾する。

第40条（行方不明の場合の措置）

- 1 乙個人または乙の代表者（乙が法人の場合）の行方が知れず、甲から連絡が取れなくなった場合、甲は、乙が本基本契約及び個別契約に基づく権利を放棄し、本契約が終了したものとみなすことができる。
- 2 前項の場合、甲は、乙にレンタルしていた物件を、直ちに回収することができる。なお、回収の費用は乙の負担とする。

第41条（反社会的勢力の排除）

甲、乙及び丙は、それぞれ次の各号に記載する事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- ② 自らの役員等（取締役、監査役、執行役、業務執行社員又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- ④ みずから又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第42条（裁判管轄）

本基本契約および個別契約に関する紛争については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第43条（誠実協議）

本基本契約および個別契約に定めなき事項については、法令及び商慣習に従うほか、甲乙誠意をもって協議し解決する。

第44条（無人レンタルサービスの特約）

- 1 甲の乙に対する物件のレンタルは、対面の方法によるほか、対面を要しない方法（以下「無人レンタルサービス」という）によっても行う。
- 2 無人レンタルサービスについては、本契約および個別契約に従うほか、別に定める「無人レンタルサービス約款」の定めに従うものとする。

第45条（その他の特約）